

「守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針（案）」に係るパブリックコメントについて

（１）パブリックコメントの概要

① 募集期間

令和５年８月１４日（月）から令和５年９月１２日（火）まで

② 募集方法

広報もりぐち８、９月号及び守口市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針（案）」、「募集要領」及び「意見提出用紙」を設置するとともに、守口市ホームページからもダウンロード可能とし、回収ボックス投函、郵送、Ｅメール、ＦＡＸにより意見を受け付けました。

③ 募集結果

■提出方法及び提出件数

提出方法	提出件数
回収ボックス投函	５件
郵送	０件
Ｅメール	３件
ＦＡＸ	０件
合 計	８件

■意見の分類ごとの内容件数

意見の分類	内容件数
①公私連携幼保連携型認定こども園について	２件
②施設形態について	１件
③指導・確認等について	１件
④施設整備について	５件
⑤土地・建物等について	２件
⑥職員配置について	４件
⑦職員の処遇について	１件
⑧定員について	１件
⑨教育・保育の内容について	８件

意見の分類	内容件数
⑩保護者負担について	2件
⑪引継ぎ保育について	1件
⑫三者協議会について	1件
⑬その他について	2件
合 計	31件

(2) 意見の概要

①公私連携幼保連携型認定こども園について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
P2 協定書はどのような内容がどの程度盛り込まれますか？できれば協定書もパブリックコメントの対象にしてはどうですか？	協定書に定める事項については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第2項に記載の「協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地、公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項、市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項、協定の有効期間、協定に違反した場合の措置、その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項」の項目や基本方針（案）で示した事項を明記する予定で考えております。協定書の内容について、パブリックコメントの実施は考えておりません。

公私連携幼保連携型認定こども園の協定書の取り決めは、どのように市の機関がチェックするのかを盛り込む必要があると思います。	協定書に定める事項については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 34 条第 2 項に記載の「協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地、園における教育及び保育等に関する基本的事項、市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項、協定の有効期間、協定に違反した場合の措置、その他園の設置及び運営に関し必要な事項」の項目や基本方針（案）で示した事項を明記する予定で考えております。市が公私連携幼保連携型認定こども園の運営を適切にさせるために必要に応じ実施できる確認等は同法第 34 条に記載されております。
---	--

②施設形態について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
P3「取り消し処分を受けた場合、廃止の認可を申請することになります。」とありますが、その場合こども園の運営自体はどのようなプロセスになっていくのでしょうか？	市は移管法人決定後に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 34 条に基づき公私連携幼保連携型認定こども園に係る協定を締結しますが、当該園が正当な理由なく協定に従って教育及び保育を行っていない認めるときは、同法第 34 条第 10 項の規定により勧告を行います。勧告を受けたにも関わらず当該勧告に従わないときは、同法第 34 条第 11 項の規定により指定を取り消します。この取消しを受けた法人は、当該処分に係る園について、同法第 17 条第 1 項の規定による廃止の認可を申請しなければなりません。廃止の認可の申請を行った法人は、当該申請の日前 1 月以内に教育及び保育等を受けていた者であって、当該廃止の日以後においても引き続き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育及び保育等が継続的に提供されるよう、他の幼保連携型認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければなりません。 このようなことがないよう、法人に対する事前指導等を適宜実施してまいります。

③指導・確認等について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
不適切な行為に対する苦情があった場合、しっかりと市が事実確認を行い、指導又は勧告できるようにする。	市に対して、不適切な行為に対する苦情等があった場合、当該施設に対して聴き取り等の事実確認を行った上で、内容に応じた指導等を行っております。

④施設整備について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
園庭について。 民間移管に際して必ず「園庭」を残すこと。間違っても園舎屋上に水遊び場所を設置しないこと。理由は、人の発育や発達に自然の光・水・土・風が不可欠なものであるからです。幼児がコンクリートの広場でヨチヨチと歩いたり走ったりしているのを見ると、胸がしめつけられる思いがします。コンクリート上での転倒の方がグラウンド上の転倒より危ないのをご存知ないのでしょうか？ コンクリート階段をオムツが取れたかぐらいの保育園児がヨチヨチと上っておりました。こどもの後ろには大人が誰もいなくて、後ろにひっくり返ったら！とヒヤヒヤしました(この件は、保育士さんの研修会で取り上げてほしいぐらいです)。 外島保育所は、隣に外島公園があります。しかし、たとえ隣に公園があるとしても、園の外へ出ることは何かにつけて容易ではないことを声を大にしてお伝えします。 「近くの公園を利用して下さい」という対応では、こどもの外遊びの機会が減ってしまうのです。近くの公園へ行くのは、外出です。行き帰りの危険、荷物の準備、水筒、御手洗い。一つ一つが幼児には大仕事です。園庭はクツを履き替えると、目の前に慣れ親しんだグラウンドが広がっていて、何より安心感を与えてくれます。乳幼児の目線で思い巡らせてください。人を育むその土台作りが、乳幼児保育にあるとするなら、コンクリート園庭では子は育たない。毎日、目の前に広がる園庭であればこそ、のびのびと遊びに興じることができるのではないのでしょうか？そのことが人を育むのではないのでしょうか？安心と安全、安定がある園庭は必ず残してほしいです。	認定こども園の設備及び運営に関する基準等を遵守した上で、施設や園児等の状況に応じた園庭を民間移管法人が設けることとなりますが、市としましても、民間移管後も安全・安心な保育環境を維持していきたいと考えております。

・P3 現敷地での建て替えの場合、保育は具体的にどうなりますか？ ・P3 建て替え用地は現時点で未定ですか？いつ頃明らかになるのでしょうか？	建て替え場所については基本方針（案）の作成後、本市においてあらゆる角度から建て替え場所についての検討を進めた結果、現運用用地とします。また建替期間中は、近隣地に仮園舎を建て、一時的に仮園舎で保育を実施することを想定しております。民間移管事業者が決定した際には、しっかりと協議を行うなど安全・安心な保育環境の構築、実現に努めてまいります。
P3 建て替えの内容に関しては、具体的にどこまで仕様書に盛り込まれますか？	民間移管法人の募集要領では、建替え用地の指定、新園舎整備後の定員拡大要件、国庫補助金等を活用した施設整備費用の財政支援、整備に係る具体的なスケジュール案等を記載する予定で考えております。
現園舎の建て替えのご説明にて、近隣地での新設後、新園舎での保育を開始する、もしくは仮設建物（プレハブ）で保育をしながら現園舎整備をすすめる予定と伺い、仮設の十分な設備の整っていない状態での保育に不安を感じました。市・民間移管法人でご意向はあると存じますが、園児をはじめ職員の方々に不安、無理のない環境で建て替えを進めていただきたいと強く願っております。	建て替えにあたっては、施設・建物の設置基準、建築基準法等の関係法令を遵守していただくことはもちろん、園児の安全面等への配慮や安心・安全な環境で教育・保育を実施するよう市と民間移管法人で協議、調整を行ってまいります。

⑤土地・建物等について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
P3 現在の土地利用経費は如何ほどで。移管後の土地利用経費はどの程度で、法人と守口市の負担割合はどの程度になるのでしょうか？	土地使用に係る具体的な金額や負担割合等については、事業者応募の際に応募事業者からの提案を受けることとする予定です。

P4 建物及び備品等は何故無償譲渡なのでしょう？その理由は？	現園舎は建築後約 40 年経過し、老朽化が進んでおり、老朽化した施設の修繕及び今後の建て替えに際しては、一定の財政負担が生じることとなります。また民間移管後、民間移管法人がスムーズに施設運営を引き継いでいただくためには、現在使用している備品等をはじめ、できる限り同じ環境のまま、民間移管することが大きな要素と考えています。そのうえで、事業者の財政負担等参入障壁をできる限り低くし、民間移管を着実に進めることが利用児童等をはじめとした本市の子育て環境の充実につながると考えていることから、今回建物・備品等については、無償譲渡することとします。
--------------------------------	--

⑥職員配置について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
p. 5(2)職員配置②常勤職員 「質のよい職員を確保し、」 →意味は理解できるのですが、「質のよい保育、教育を希求する情熱、意欲、スキルをもっている人」のような文言に変えてはどうでしょうか？「質の悪い職員とはどういう人か？」加えて、「質の悪い人とはどういう人か？」という問いが返ってきそうに思えます。文言を改められてはどうかと思います。	p5 の 3. 「民間移管により実施する教育・保育内容」は、現在、市立認定こども園で実施している教育・保育内容について主に記載しておりますが、民間移管園で教育・保育を実施していただくにあたり、現在の記載内容で、市の方針を示すことができていると考えており、文言の修正を行う必要はないと考えております。
P5「質の高い職員」とありますが、何を基準に考えられていますか？	民間移管するにあたっては、公立園の教育・保育の内容を、民間移管後の法人でも引き続き実施していただくことを前提とし、民間のノウハウ等により、更なる教育・保育サービスの充実に努めていただきたいと考えております。これらを実現するためには、保育の知識、経験が豊かな職員をしっかりと確保し、配置していただく必要があると考えております。

P5「経験・年齢のバランス」とありますが、どの程度を想定されていますか？	継続して充実した教育・保育を実施するうえで、引継ぎ等安定して行える職員配置等を行っていただきたいと考えております。
P6 職員配置に関する水準の表が提示されていますが、これは水準ではなく最低基準ではないのですか？	記載内容は民間移管前の市立認定こども園の職員配置に関する現行の水準となっております。

⑦職員の処遇について

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
それまで働いていた公務員である保育士の給料を民間並にすること。 民間の保育士は非常に薄給だが、公務員の保育士はべらぼうに給与が高すぎる。民間の保育園はサービス残業だし、昇給はほとんどない。その水準に新しい保育園もすること。	移管後の園に勤務する保育士等は、移管事業者において配置していただくこととなり、保育士等職員の給与についても、移管法人において、労働基準法のほか、最低賃金法等の労働関係法令を遵守した上で決定することとなります。

⑧定員について

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
P6「保育ニーズの高い1～3歳児の定員を拡大させること」とありますが、どの程度を考えておられますか？具体内容も含めて仕様書に明記すべきと考えます。	市としては、一人でも多くの受入れを行っていただきたいと考えておりますが、人数を提示することで新たな園舎の設備等や事業者の運営方法等に一定の制限をかけてしまう恐れがあること等の理由から、本市において保育ニーズが高い1～3歳児の受け皿拡大を条件にしつつ、事業者ごとの柔軟な発想や保育のノウハウを踏まえた提案を受け、事業者を決定したいと考えております。

⑨教育・保育の内容について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
p. 5（１）開園日及び開園時間 ＊印以下の「日曜日及び祝日並びに年末年始に開園することは可能とします」 →親の就労形態が多様化し、それに応じて開園ニーズも多様化しているものと思います。しかしながら、親の就労を支援していくことが「子育て支援」なのでしょう。か？「子」と過ごす時間の確保が必要かと存じます。「子育ての支援」は「成長していく子」に視点を当て、「子育て真っ只中の家庭」に視点が当たってこそではないでしょうか？社会全体が、政府が、自治体が、温かい目で子育てを見つめ、幼い子たちの育ちに皆が寛容であることを望みます。と同時にそのような世の中の波、世論を作っていくことが必要なのではないでしょうか？そのことが親の就労形態にも、親自身の意識にも変革をもたらすことを希望します。「就労者の代替えはできるけど、その子にとって母親の代わりはいない」ことを強くお伝えします。	市では、教育・保育を必要されるすべての家庭が、適切な教育・保育サービスを楽しむことができる環境を市全体で整えることが重要であると考えていることから、移管法人において、現行の市立認定こども園の開園日及び開園時間を維持しつつ、保育の必要事由である「保護者の就労」をはじめ「保護者の疾病・障がい」や「親族の介護」、「求職活動」等様々な保育ニーズに応じて新たに設定することを市で拒むものではないと考えております。
今の外島さんのように発達障害の子どもたちにも理解ある園でいてほしいです。 今は、加配の先生がついてくれたりと、とても子どもたちによりそった保育をしてくださっています。 民間園へ変わっても、差別されることなく入園したい障害もちの子どもでも受入れ体制を続けていてほしいです。 守口市には、障害あると言っただけで見学すらも行けない園や、入園を断られる状態の園がたくさんあります。もっと優しい目で子どもたちを見守ってくださる園が増えるとうれしいです。	基本方針においても障がいのある児童や特別な支援を必要とする児童の受入れを義務付ける旨記載しているように、障がい児の積極的な受入れを行っていただくこととし、市が民間移管事業者と締結する公私連携幼保連携型認定こども園に係る協定書にも同様の記載を予定しています。また、市では、民間園での障がい児の受入れに際し、加配保育士の人件費に対する補助金の交付による財政支援、専門的な知見を有する者が保育教諭等に直接、障がい児保育に対する指導・助言を行う巡回保育支援、障がい児保育をテーマした本市主催の研修会を開催するなど今後も引き続き、障がい児の受入れに対する支援を行ってまいります。

P5「実施している次に掲げる教育・保育内容を標準として、…」と記載されていますが、基準ではないのでしょうか？	p5 の 3.「民間移管により実施する教育・保育内容」は、現在、市立認定こども園で実施している教育・保育内容について主に記載しておりますが、民間移管園では公立園でこれまで実施してきた教育・保育内容を目安として、運営を実施していただくものとする市の考え方を示しております。
P6「教育・保育要綱に基づいた教育・保育計画と指導計画を作成し」とありますが、内容に関して市としてチェックを行いますか？内容は公開されますか？	認定こども園を設置・運営するにあたり、必ず必要となる各種計画であるため、市も内容確認を行ったうえで、認定こども園の設置・認可所管庁である大阪府に届け出ることとなりますが、個別計画の公開については、考えておりません。
P6「市立施設と連携・交流を行い」とありますが、守口市内で既に実施されていますか？実施されているとすれば、その具体内容について仕様書に反映すべきと考えます。	市立認定こども園では市内の認定こども園等や小学校の職員が参加できる公開保育を実施し、その中で教育・保育の取組等の情報共有や意見交換を行う等連携や交流を行っており、市全体の教育・保育の質の向上等に努めているところです。民間移管後の具体的な連携・交流内容については、移管事業者の提案等を受けるなど検討していますが、市から仕様書等を作成する予定はありません。

・守口市立認定こども園の民間移管に関する基本方針(案)に、民間移管後の教育、保育の内容の質を高めていく事に、どのように市が関わり、サポートしていくのかの明記が三者協議会の設置以外に具体的に必要と思います。 ・支援児保育や要支援家庭の対応、公立、民間を含めての守口市全体の就学前の教育・保育の質の確保、向上(就学前のうちに非認知能力を身につけていける保育)を目指していく方法が、はっきり具体的に明記される事が必要だと思います。 また、教育、保育サービスとなっていますが、教育、保育はサービスなのでしょうか。就学前の教育・保育はその人の一生に関わる大切な営みです。 財政面を考えても、子ども達が大きくなって青年期や成人して問題が出た時に対応していくよりも、就学前に公金を使う方が、効果的だと思います。就学前に質の高い教育・保育を受ける事が、将来において、よき社会人、よき市民(よき納税者)となるために、コストパフォーマンス的にも効果的という研究が出ています。そして今行いう質の高い教育・保育が20年後、30年後の守口市の繁栄、暮らしやすさにも繋がる事を把握した上で、策定をお願いしたいと思います。	市は民間移管する施設に関わらず、市内の認定こども園等の教育・保育の質の向上等を目的に教育・保育合同研修会の実施や、また教育・保育環境の充実への取組、保育人材の研修受講等について、市単独で財政支援策を講ずるなど、様々な形で市内の教育・保育の質の向上に努めているところです。また、市内全施設に対して、定期的に市職員が現地に赴き、教育・保育内容をはじめ、適正な施設運営が実施されているか確認するための実地指導も行っています。民間移管にあたっては基本方針の記載内容により、市の考え方を示すことができていると考えておりますが、上記取り組み等を通して、民間移管後の施設運営についても関わり、サポートしていきます。
基本方針(案)3.民間移管により実施する教育保育内容(1)と(5)について 公設の時と同様、費用負担なく年末年始や夏季や冬季の期間(民間の場合、園自体の休みが多い)にも保育可能であることを希望する。市で運営していたなら開園していたであろう日、お盆等も追加費用なく利用できること。	民間移管園においては、現在、市立認定こども園で実施している開園日や開園時間等の教育・保育内容を標準として民間移管法人が運営実施することとしております。なお、民間移管法人の提案等により、休日保育事業や病児保育事業等を追加実施することも可能としております。

⑩保護者負担について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
・P7「民間移管によって生じる新たな保護者負担が発生しないように努める」とありますが、どのようなことを想定されておられますか？その場合、「民間移管法人に負担していただくことを基本原則とします。」とありますが、保護者負担につながるのではないのでしょうか？ ・認可保育園の延長料金に関して最低賃金や月額定額利用を定めるなどの対応を守口市が提示し、高額にならないようにしてほしい。	民間移管園では、民間移管前の認定こども園で実施してきた保育サービスと同等のサービスを実施していただく予定であり、その中で新たな保護者負担が発生しないように努めていただき、仮に民間移管後、制服代等が必要になるなど新たに保護者負担が発生した場合には、民間移管法人に負担していただくことを基本原則としております。ただし、これまでの保育サービス以上の上乗せ徴収等が発生するような場合には、三者協議会で協議した上で保護者合意のもと決定することもあると考えております。

⑪引継ぎ保育について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
P7「引継ぎ保育等に係る人件費の一部については、市が財政支援に努めることとします。」とありますが、どの範囲でどの程度考えておられるのでしょうか？	民間移管後、より円滑に教育・保育等を実施していただくにあたり、事前に事務内容等の引継ぎや担任との共同保育を行う予定としており、引継ぎにあたっては、今後引継ぎ保育実施マニュアルを策定し、当該マニュアルに沿って引継ぎを行っていくことを予定していますが、その引継ぎに係る人件費の一部について財政支援に努めていきたいと考えております。

⑫三者協議会について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
P7「三者協議会」の設置期間をどのように考えておられるのでしょうか？当分の間とは何年程度と考えておられるのですか？	三者協議会の設置期間の「当分の間」とは、令和7年3月31日時点で在園している児童が卒園するまでの概ね5年間を想定しております。いただいたご意見を踏まえ、基本方針を修正しました。民間移管前までは、市が主催者となり、民間移管に向けた調整等を主な議題として実施していく予定で、民間移管後は、主催者は民間移管法人となりますが、三者のいずれかからの開催要請があれば開催することとし、必要に応じ実施したいと考えております。

⑬その他について	
意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
保護者対応について 新しい民間移管の認定こども園は、「乳幼児の人としての基礎を育み、培っている」という根本理念をしっかりと持って運営していただきたい。心無い保護者からの誹謗中傷に右往左往することなく、どっしりと構えていてほしい。「人としての礎を築いていく」という理念を保護者と共有できるように取り組んでほしい。保護者目線になると、サービスの必要性を感じるかもしれないが、「子を育むことにサービスは必要なのか？」と自問自答するぐらいに考えてほしい。目を子に向けてこそである。しかし、時として保護者に対して気を使い、事なかれ主義になっていってしまうのが現実ではないだろうか？保育士さんには自信をもって保護者対応できるよう日々、頑張っていてほしい。	民間移管後の法人には、まずは三者協議会等で保護者の方々とコミュニケーションを図っていただき、移管園の運営開始後もこれまで公立園で行ってきた保護者対応等も踏まえ、しっかりと対応していただきたいと考えております。 また、民間移管前の一年間を引継ぎ保育期間としています。その期間は、通園児童はもとより保護者の方々との信頼関係を構築するための期間とも捉えていることから、市も主体となって、移管法人と保護者との関係構築に努めてまいります。

公立保育園で行われていた専門知識を持った方の巡回を実施し、集団の輪の中に入りづらい園児には加配保育者を派遣することを守口市で行う。	市では、民間移管施設に限らず、市内認定こども園等に対し、保育士及び言語聴覚士等による、障がい児を含めた保育に関する指導・助言などを行うための巡回保育支援事業を実施しております。
--	---